

公益財団法人図書館振興財団
平成 30 年度振興助成事業
第 22 回「図書館を使った調べる学習コンクール」
地域コンクールの新規開設事業
募集要項

1. 振興助成事業の概要

(1) 助成の趣旨

「図書館を使った調べる学習コンクール」の普及を目的に、以下の事業に対して助成します。

・平成30年度 第22回「図書館を使った調べる学習コンクール」地域コンクールの新規開設事業

(2) 助成対象

本財団が行う助成事業の対象は、日本国内で活動し、地域コンクールを主催する以下の者を対象とします。

① 地方公共団体

(ただし、自治体より承認を受けている事業に限り、実行委員会での申請を受け付けます)。

② 教育機関

③ 非営利団体

④ その他本財団において適当と認める者

(3) 選考方法及び通知

助成事業者の選考は、助成事業選考委員会にて厳正に行い、理事長の承認を経て決定します。

選考は、申請書類をもとに行います。選考にあたっては、自己資金による次年度以降の継続性が認められることが前提となります。

選考結果は、申請書に記載された代表者あてに、文書で通知します。

なお、助成事業選考委員会の構成や審査の経過・内容等に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 助成期間

平成30年度助成：平成30年4月1日～平成31年3月31日

(5) 助成金の額

助成金は総額500万円とし、1件あたり助成金の上限を50万円とします。

(6) 助成金の使途

対象となる範囲は以下となります。

- ・ 講師、審査員、専門家等への謝礼、旅費
- ・ 審査会、授賞式等の会場費
- ・ 賞状、参加賞等の制作費
- ・ 研修費
- ・ 視察等の旅費
- ・ 広報費
- ・ 図書資料費（上限 40 万円まで）※図書資料費のみの申請はできません
- ・ その他地域コンクール開催に必要と当財団が認めるもの

(7) 助成金の給付

助成金の給付は、申請者名義の銀行口座への振込によって行います。

(8) 助成対象者の責務

助成金の給付を受ける方は、次の事項を遵守してください。

- ① 事業計画に基づき助成金を有効適切に使用すること。
- ② 平成 30 年度に地域コンクールを開催すること。地域コンクール開催にあたっては、当財団の「地域コンクール 運営ガイド」に従い、運営すること。
- ③ 地域コンクールの開催に当たっては、平成 30 年 6 月末までに別途参加申請を行うこと。
- ④ 地域コンクール開催後、平成 30 年 12 月中旬までに地域コンクール実施報告書を提出すること（期日については助成決定後お知らせします）。
- ⑤ 助成期間終了後 1 ヶ月以内に事業完了届、収支計算書を提出すること。これらの様式は別に定める。
- ⑥ 上記③④の期限までに申請及び報告が提出されない場合は、助成金の返還を求めることがあるので注意すること。
- ⑦ 助成対象者が事業記録等を対外的に発信する際は、その媒体に本財団の助成を受けている旨を表現すること。②により提出された報告書の著作権は助成対象者に帰属するが、本財団の助成事業実績として印刷物やホームページ等への掲載をあらかじめ了承すること。

表現は以下の文言を基本とする。

「(事業名) は公益財団法人図書館振興財団の平成 30 年度の助成を受けて実施しています。」

(9) 事業計画の変更について

申請時の事業計画書に記載された「申請者」「事業の目的及び意義」の内容変更はできません。合理的な理由で「事業の具体的な実施内容」に変更が生じる場合は、必ず事前に連絡の上、本財団の承認を受けてください。ただし事業変更は、原則1回のみです。助成金に残余が生じた場合は返還していただきます。

(10) 業務委託の制限について

専門的な作業について第三者に委託することは可能ですが、助成対象者が主体的に事業を行って下さい。

(11) 個人情報の取扱について

申請者に係る個人情報の使用は、本財団の業務上必要な範囲に限定します。法令等の定める場合を除き、事前に申請者本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

助成対象者が事業の遂行中に得た個人情報の取扱いも、これに準じてください。

(12) 事業報告書等の取扱について

助成対象となった場合、申請者の名称、事業名、助成金額、事業の概要、事業報告書等の情報や写真は、本財団の事業報告書、ホームページ等において公表します。

(1) 申請の方法

所定の申請書により、申請を行っていただきます。

申請書は、本財団のホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請書の提出

申請書は、下記受付期間内に本財団事務局に到着するようご送付ください。ファクシミリや電子メールでの受付は行いませんのでご注意ください。

(3) 注意事項

申請書を提出される際は、「申請要領」をご確認いただいた上で以下の点にご注意ください。

- ① 1. (1) に当てはまる事業を申請してください。
- ② 申請書は、正本1部と副本(コピー)5部をご提出ください。また、申請書は漏れなくご記入ください。申請者の署名・捺印がない場合は受理できませんので、ご注意ください。
- ③ 提出された申請書は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 申請にかかる経費は、申請者をご負担ください。
- ⑤ 申請後、収支予算書における本事業の支出について、見積書等を提出していただく場合があります。
- ⑥ 助成申請額は、審査により減額されることがあります。その場合は、減額した助成額に応じた収支予算書を新たに提出していただきます。
- ⑦ 事業計画および事業予算は厳密に計画し、具体的に申請してください。特に自己資金と併せ計画を明記ください。
- ⑧ 不明な点がございましたら、本財団事務局までお問い合わせください。

(4) 申請書の受付期間

＜平成 30 年度の受付期間＞

平成 29 年 10 月 2 日(月) 午前 9 時半から
平成 29 年 11 月 16 日(木) 午後 5 時(事務局必着)

送付先 112-0012 東京都文京区大塚 3-5-9
公益財団法人図書館振興財団事務局 担当：鈴木香代子
電話番号 03-3943-4743

(5) 平成 30 年度事業日程

平成 29 年 10 月 2 日 (月) 申請書類受付開始
11 月 16 日 (木) 申請書類受付終了
11 月 20 日 (月) 審査 (書類選考)
12 月下旬 理事長の承認後、助成先決定
平成 30 年 6 月 29 日 (金) 地域コンクール開催申請締切 (予定)

(6) 助成決定後の事務手続き等

- ① 審査結果は、審査対象者全員に文書で通知します。助成対象者には、事務手続きに必要な書類も併せて送付します。
- ② 助成額が申請額より減額された場合は、速やかに収支予算書を再作成していただきます。
- ③ すべての事務手続きが終了後、助成対象者の口座に助成金を振込みます。

公益財団法人図書館振興財団

平成 29 年 9 月

〒112-0012 東京都文京区大塚 3-5-9

電話 03-3943-4743 FAX 03-5978-3291

URL <https://www.toshokan.or.jp/>

Mail info@toshokanshinko.or.jp